

(参考資料) 北海道空き家等対策に関する取組方針 (素案) の概要

第1章 背景と目的

1 策定の目的

○ 法改正を踏まえ、効果的な空き家対策が道内全域で着実に展開されるよう、「空き家等対策に関する取組方針」(H27.12策定)を見直し。

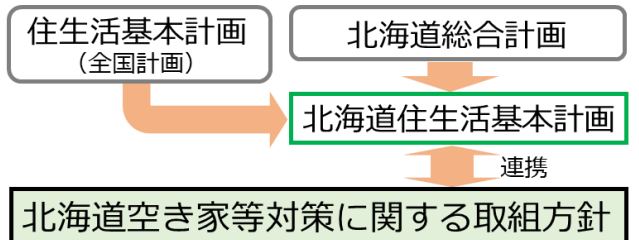
2 空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正 (R5.6公布、R5.12施行)

○ 法改正により、市町村はより積極的な対応が可能となった。

3 北海道住生活基本計画での位置づけ

- 道では、「北海道住生活基本計画」を策定し、空き家対策に関して、「地域の活性化につながる空き家の解消」という「目標」と基本的な施策を定めている。
- 「住生活基本計画」を踏まえ、「取組方針」を定める。

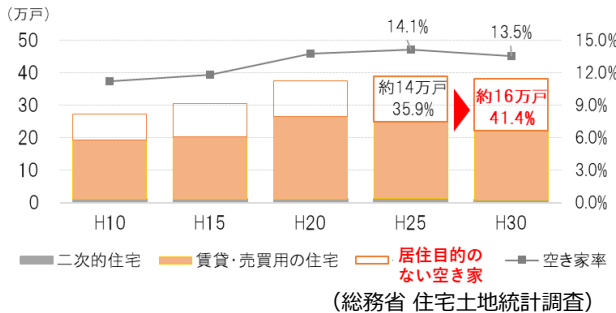
主な法改正の内容	
所有者の責務強化	・所有者が国、自治体の施策に協力する努力義務
活用の拡大	・空家等活用促進区域の指定 ・空家等管理活用支援法人の指定
管理の確保	・管理不全空家の指導・勧告
特定空家の除却等	・代執行の円滑化 ・財産管理人選任の円滑化



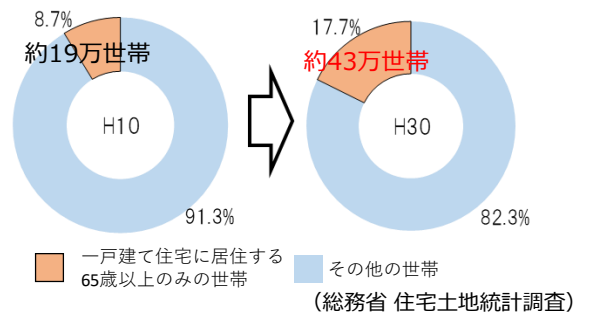
第2章 現状と課題

1 空き家等の現状・動向

○ 道内の空き家総数は減少に転じているが、「居住目的のない空き家」は増加。



○ 高齢者のみが居住し、将来住み替え等により、空き家になる可能性が高い、いわゆる「空き家予備軍」も増加。



2 これまでの取組

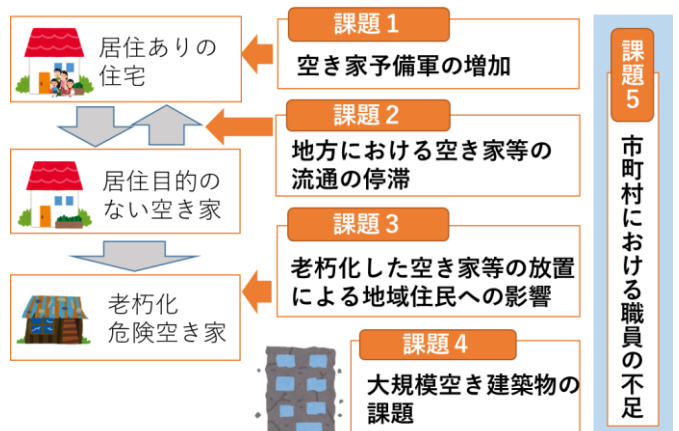
(1) 北海道における取組

- 北海道空き家情報バンクの運営などによる空き家等の活用の促進
- 人材・担い手の育成の支援など市町村への支援
- 所有者等に対する意識啓発など道民への周知・啓発

(2) 市町村における取組

- 除却や活用への補助制度や所有者への指導助言、空き家活用や適切な管理について、パンフレット・広報誌での周知など

3 空き家対策における課題



第3章 空き家対策における各主体の役割

1 所有者の責務

- 空家等の適切な管理に加え、空家に関する施策に協力するよう努める。

2 国の役割

- 空き家に関する施策を総合的に策定・実施。
- 地方公共団体への情報提供、支援。
- 空き家の適切な管理や活用について、国民の理解を深める。

3 市町村の役割

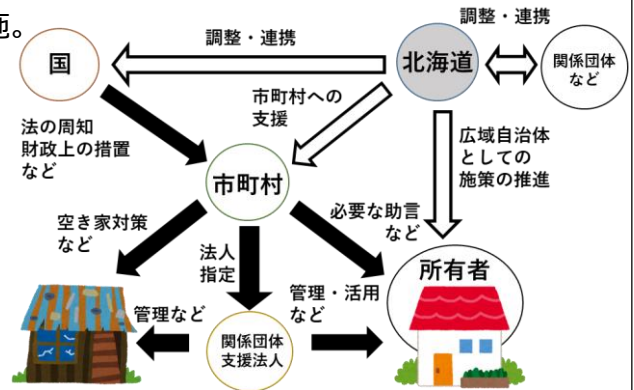
- 空家等対策計画の作成及び空家等に関する対策、その他必要な措置の実施。

4 関係団体・支援法人の役割

- 市町村等と連携し空き家対策に努める。

5 道の役割

- 国や他都府県などとの調整・連携を行うほか、市町村への支援を行うとともに、広域自治体としての施策の推進。



第4章 取組方針

- 「課題」や「道の役割」を踏まえ、道が実施すべき施策の「取組方針」を定める。

取組方針

- 1 空き家等の活用の促進
- 2 市町村への支援
- 3 道民への周知啓発

第5章 施策の展開

- 第4章の「取組方針」に基づき、次のとおり施策を展開する。

1 空き家等の活用の促進

- 地域資源としての空き家の活用やリフォームの普及、幅広い用途での活用の促進

2 市町村への支援

- 市町村が円滑に空き家等対策を講じられるように支援

3 道民への周知啓発

- 生前から住まいの対処方針を決めておく「住まいの終活」の普及や早期の空き家対策に向けた周知啓発
- 住宅市場で流通しやすくすくなるよう良質な住宅の普及

項目	施策
1 空き家等の 活用の促進	北海道空き家情報バンクの運営
	住宅ストックとしての活用の促進
	幅広い用途での活用の促進
2 市町村への 支援	人材・担い手の育成の支援 [拡充]
	・ <u>手引きの改訂</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>空き家等活用促進区域制度</u> ・ <u>空き家等管理活用支援法人制度</u> ・ <u>管理不全空き家制度</u> など
	・ <u>市町村向け研修会の開催</u>
	空き家対策推進に係る技術的な支援 [拡充]
	・ <u>空き家等活用促進区域導入支援</u>
・ <u>空き家等管理活用支援法人指定に向けた支援</u> など	
3 道民への 周知啓発	大規模空き建築物対策の支援
	市町村等相互の連絡調整
	所有者等に対する意識啓発 [拡充]
	・ <u>ガイドブックの改訂（責務強化の対応など）</u>
	良質な住宅の普及

参考 スケジュール

- 令和5年8月 : 北海道住宅対策審議会で見直しに係る意見聴取
- 令和6年1～2月 : パブリックコメント、市町村及び関係団体意見聴取
- 3月 : 取組方針決定予定